

2021年12月1日

吸収合併に係る事前備置書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

東京都港区海岸一丁目7番1号

ソフトバンク株式会社

代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、LINE モバイル株式会社（本店所在地：東京都新宿区四谷一丁目6番1号。以下「LINE モバイル」といいます。）との間で、2022年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、LINE モバイルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

消滅会社であるLINE モバイルは、当社の完全子会社であることから、本合併において、当社は、LINE モバイルの株主に対して、株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 本合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

4. 消滅会社であるLINE モバイルに関する事項（会社法施行規則第191条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第191条第5号)

該当事項はありません。

6. 本合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第191条第6号)

本合併の効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日後の当社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併の効力発生日後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以 上



吸収合併契約書

ソフトバンク株式会社

LINE モバイル株式会社

2021年10月22日



吸収合併契約書

ソフトバンク株式会社（以下「甲」という。）及びLINE モバイル株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり、吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本吸収合併」という）を行う。

第2条（商号及び住所）

本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 吸収合併存続会社（甲）
商号：ソフトバンク株式会社
住所：東京都港区海岸一丁目7番1号
- (2) 吸収合併消滅会社（乙）
商号：LINE モバイル株式会社
住所：東京都新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー23階

第3条（金銭等の交付）

甲は、乙の完全親会社であることから、本吸収合併に際し、株式・金銭その他の財産の交付を行わない。

第4条（甲の資本金等の額）

本吸収合併により甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第5条（本吸収合併の効力発生日）

本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年3月1日とする。但し、本吸収合併に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（簡易合併、略式合併）

1. 甲は、会社法796条第2項本文の規定に基づき、本吸収合併契約について同法795条第1項に定める株主総会の決議による承認を経ずに本吸収合併を行う。
2. 乙は、会社法784条第1項本文の規定に基づき、本吸収合併契約について同法783条第1項に定める株主総会の決議による承認を経ずに本吸収合併を行う。

第7条（準拠法・管轄）

1. 本吸収合併契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本吸収合併契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第8条（協議事項）

本吸収合併契約に定めるもののほか、本吸収合併に際し必要な事項は、本吸収合併契約の

趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

(以下余白)

本吸収合併契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年10月22日

甲：

東京都港区海岸一丁目7番1号

ソフトバンク株式会社

代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤



乙：

東京都新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー23階

LINE モバイル株式会社

代表取締役社長 筒井 雅彦



第5期

事業報告

自 2020 年 4 月 1 日

至 2021 年 3 月 31 日

LINEモバイル株式会社

事業報告

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令、それによって個人消費が大幅に落ち込むなど経済活動に甚大な被害をもたらしました。一方で2021年2月よりコロナウイルスワクチンの接種が開始され感染拡大の歯止めとなることが期待されておりますが、経済活動の制限は続いており、経済の回復についてはまだ不透明感が残ります。

こうした状況の中、通信業界に関しては政府による携帯料金の値下げ要請により(株)NTTドコモが大幅な値下げを発表、各社追随により価格競争が一層激化しました。

このような厳しい環境のもと、LINE(株)とZホールディングス(株)の経営統合を機にLINEブランド通信事業の更なる強化、推進を目的として、当社は、2021年4月9日をもってソフトバンク(株)の完全子会社となり、吸収合併を視野にいたした組織再編を検討しております。それに伴いMVNO事業については2021年3月末をもって新規受付を停止する運びとなりました。

なお、当社は当事業年度、売上高20,953百万円、当期純損失2,498百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

該当事項はございません。

② 設備投資

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次の通りであります。

通信設備向けのシステム開発 14百万円

(3) 直前三事業年度の財産および損益の状況

区 分	第2期	第3期	第4期	第5期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	3,385	11,060	15,006	20,953
当期純利益(△は損失) (百万円)	△ 3,313	△ 7,698	△ 6,659	△ 2,498
1株当たり当期純利益(△は損失)(円)	△ 17,015.48	△ 12,297.87	△ 6,013.12	△ 2,253.58
総資産 (百万円)	3,043	6,472	15,113	9,755
純資産 (百万円)	△ 707	1,967	7,307	4,809

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 1株当たり当期純利益金額は、銭未満を切り捨てて表示しております。

4. 第3期の事業年度は2018年1月1日から2019年3月31日までであります。

(4) 対処すべき課題

電気通信事業法の改正による流動市場の縮小や、新型コロナウイルス感染拡大による消費の冷え込み、楽天モバイル(株)の参入など厳しい事業環境となっているなか、当社として、LINEモバイルならではのサービスの充実化を図り、現状の顧客満足度の向上に努めるとともに、順調に新規契約者数を伸ばすための様々な施策に取り組んでまいりましたが、2021年3月31日にMVNO事業の新規受付を停止しました。

今後は、既存顧客の維持を図るとともに、ソフトバンク(株)の新サービスへの移行を進めて参ります。

(5) 主要な事業内容

MVNOとして、通信回線網を自社で設置・運用する移動体通信事業者もしくは仮想移動体通信提供者（MVNE）から回線網を借り受け、独自のモバイル通信サービスの開発・企画・販売を行うとともに、モバイル通信端末やその他関連機器等の販売を行っていましたが、2021年3月31日にMVNO事業の新規受付を停止しております。

モバイル通信サービスの提供にあたり、カスタマーサポートセンターやロジスティクス等の業務拠点の運営を行っております。

(6) 主要な営業所および使用人の状況

① 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区新宿四丁目1番6号

② 使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減
32名	12名減

(注) 1. 上記使用人数には、嘱託、契約社員および派遣社員は含まれておりません。

2. 使用人は、関係会社からの出向就業人員であります。

(7) 重要な親会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はソフトバンク㈱であり、当事業年度末時点で当社の株式を664,679株(出資比率 59.95%)保有しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社等との取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容および条件の妥当性等について、当社の利益を害さない適切な内容になっていることなどに留意し、当社取締役会を中心とした意思決定機関で審議の上、決定しております。

(8) 主要な借入先および借入額

該当事項はございません。

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は2021年4月9日にソフトバンク㈱の完全子会社となりました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,200,000 株
- (2) 発行済株式の総数 1,108,679 株
- (3) 当事業年度末の株主数 2 名
- (4) 株主

株主名	持株数	持株比率
ソフトバンク株式会社	664,679	59.95%
LINE株式会社	444,000	40.05%

3. 会社役員に関する事項

取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
筒井 雅彦	代表取締役 社長	ソフトバンク(株) 消費マシーン事業統括 プロダクト&マーケティング統括 LINE&Y!mobile事業推進本部 副本部長
竹内 祐介	代表取締役 副社長	
嘉戸 彩乃	取締役	LINE(株) 執行役員 プロダクトマーケティングセンター センター長
西村 英俊	取締役	ソフトバンク(株) 消費マシーン事業統括 プロダクト&マーケティング統括 プロダクト&マーケティング戦略本部 本部長
寺尾 洋幸	取締役	ソフトバンク(株) 常務執行役員 消費マシーン事業統括 プロダクト&マーケティング統括 LINE&Y!mobile事業/サービス企画担当
牧園 啓市	取締役	ソフトバンク(株) 常務執行役員 兼 CIO テクノロジーユニット IT&ネットワーク統括担当
町田 耕平	監査役	ソフトバンク(株) 財務統括 財務経理本部 内部統制部 部長
田中 健一	監査役	LINE証券(株) 取締役 コーポレート統括執行役員

- (注) 1. 嘉戸 彩乃氏は2021年2月1日に代表取締役を辞任いたしました。
 2. 今村 隼人氏は2021年1月31日に代表取締役および取締役を辞任いたしました。
 3. 取締役 桶谷 拓氏、高島 謙一氏および出澤 剛氏は2021年1月31日に辞任いたしました。
 4. 筒井 雅彦氏および竹内 祐介氏は、2021年1月29日開催の株主総会において、2021年2月1日を効力発生日として取締役に選任され、同日開催の取締役会において代表取締役に就任いたしました。
 5. 西村 英俊氏および寺尾 洋幸氏は2021年1月29日開催の株主総会において取締役として選任され、2021年2月1日を効力発生日として、取締役に就任いたしました。
 6. 監査役の町田 耕平氏および田中 健一氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
 (2) 責任限定契約に関する事項 該当事項はございません。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する決議の内容の概要

当社は内部統制システムを早期に整備し、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、当社における基本方針として、以下の内容の取締役会決議を2018年12月21日に行っております。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (a) チーフ・コンプライアンス・オフィサー (CCO) を選任し、CCO は当社のコンプライアンス体制の確立・強化に必要な施策を立案し、CCOが選任したコンプライアンス推進者が中心となり実施する。
 - (b) 役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、上長や社内関連部署、ソフトバンク株式会社のコンプライアンスホットライン窓口へ報告・相談することができる。
 - (c) かつ、役職員がコンプライアンスに関して、直接、経営会議等の定期的な会議に対して報告相談ができる体制を整えることで、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図っている。
 - (d) また当社は、コンプライアンス上の問題を上長等へ報告・相談した者に対して、解雇その他のいかなる不利益な取り扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録や決裁書等、取締役の職務執行に係る文書およびその他の重要な情報について、適切に保存・管理するため、以下の体制を整備する。

(a) 情報セキュリティの体制や教育、監査の実施等を定めた情報セキュリティ関連規程を策定している。

「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティ管理責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を任命するとともに、CISOが選任した情報セキュリティ推進者を置き、情報の保存および管理に関する体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視および全社的対応はコーポレートサービス室が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各担当部門が行っている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするるとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。

⑤ 当社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社であるソフトバンク株式会社の関係会社等管理規程を遵守するために、親会社の承認事項を「稟議規程」に反映する。また、財務報告の有用性と適正性に関する確認書を提出する確認制度に参加し、財務諸表等の内容の適正性を確保するよう努める。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた基本指針

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、不当要求等を受けた場合は、主管部門を中心に弁護士や警察等と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役職務を補助する組織をコーポレートサービス室とする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人はその命令に関して、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮・命令を受けない。

⑧ 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制、報告をしたことに理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- (a) 当社に関する経営・財務・事業遂行上の重要事項
- (b) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- (c) 法令・定款違反事項
- (d) コンプライアンス体制に関する事項
- (e) 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

また、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役が必要と認めた場合、取締役および使用人にヒアリングを実施する機会を設けると共に、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施している。
- (b) 弁護士等に係る費用その他監査役職務の執行について生じる費用は当社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する事項

ソフトバンクグループとしての取締役および使用人を対象としたコンプライアンス研修の実施等、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に実施している。また、取締役および使用人が直接報告・相談できるホットラインの設置・運用を通して、コンプライアンスの実効性確保に努めている。

② 取締役および使用人の職務執行に関する事項

「取締役会規程」「稟議規程」「情報セキュリティ管理規程」「組織管理規程」等の社内規程に基づき、当社の取締役および使用人の職務執行の効率性を確保している。

③ 監査役職務執行に関する事項

監査役は当社の重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役および使用人にヒアリングをする機会を設けるほか、会計監査人との連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保している。

④ リスクへの対応に関する事項

当社を取り巻くリスクへの対応については、社内全組織の管理職によるリスク洗い出しを行って、当社の対処すべきリスクを特定し、優先順位づけを行って、相互に共有の上マネジメントを実施している。

第5期

事業報告に係る附属明細書

自 2020 年 4 月 1 日

至 2021 年 3 月 31 日

LINEモバイル株式会社

事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項はございません。

第 5 期

計 算 書 類

自 2020 年 4 月 1 日

至 2021 年 3 月 31 日

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

LINEモバイル株式会社

貸 借 対 照 表

2021年 3月31日 現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(7,801)	流動負債	(4,135)
現金及び預金	2,858	買掛金	2,641
売掛金	5,128	未払金	730
商品	4	未払費用	391
前渡金	44	リース債務	287
前払費用	26	未払法人税等	4
未収還付法人税等	97	前受金	47
未収消費税等	147	賞与引当金	33
その他 - 流動資産	48	その他 - 流動負債	0
貸倒引当金	△ 554	固定負債	(810)
		リース債務(長期)	805
		資産除去債務	4
固定資産	(1,953)	負債合計	4,945
有形固定資産	(449)	(純資産の部)	
建物附属設備(純額)	25	株主資本	(4,809)
機械設備(純額)	423	資本金	(100)
工具、器具及び備品(純額)	0	資本剰余金	(7,207)
無形固定資産	(832)	資本準備金	7,207
ソフトウェア	832	利益剰余金	(△ 2,498)
投資その他の資産	(672)	その他利益剰余金	△ 2,498
長期前払費用	60	繰越利益剰余金	△ 2,498
繰延税金資産	612	純資産合計	4,809
資産合計	9,755	負債及び純資産合計	9,755

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		20,953
売 上 原 価		17,046
売 上 総 利 益		3,906
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,778
営 業 損 失 (△)		△ 2,871
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23	
受 取 保 険 金	6	
そ の 他	1	30
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13	
そ の 他	5	19
経 常 損 失 (△)		△ 2,859
特 別 損 失		
事 業 整 理 損	247	247
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△ 3,106
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4	
法 人 税 等 調 整 額	△ 612	△ 608
当 期 純 損 失 (△)		△ 2,498

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	12,910	12,910	-	12,910	△ 18,512	△ 18,512	7,307	7,307
当期変動額								
減資	△ 12,810	△ 5,702	18,512	12,810	-	-	-	-
欠損填補	-	-	△ 18,512	△ 18,512	18,512	18,512	-	-
当期純損失 (△)	-	-	-	-	△ 2,498	△ 2,498	△ 2,498	△ 2,498
当期変動額合計	△ 12,810	△ 5,702	-	△ 5,702	16,013	16,013	△ 2,498	△ 2,498
当期末残高	100	7,207	-	7,207	△ 2,498	△ 2,498	4,809	4,809

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法
（リース資産を含む） なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物附属設備・・・5～15年
機械設備・・・・・・9年
工具、器具及び備品・・・3～5年

② 無形固定資産 定額法
（リース資産を含む） なお、主な耐用年数は次の通りであります。
ソフトウェア・・・・・・9年

③ 長期前払費用 定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

移動通信サービスの提供及び携帯端末の販売

当社は、契約者に対し音声通信、データ通信及び関連するオプションサービスからなる移動通信サービスを提供するとともに、顧客に対し携帯端末の販売を行っております。

移動通信サービスにおける収益は、主に月額基本使用料及び通信料収入（以下「移動通信サービス収入」）と手数料収入により構成されます。また、携帯端末の販売における収益（以下「携帯端末売上」）は、契約者に対する携帯端末の売上となっております。

移動通信サービス収入は、契約者へ月次で請求され、短期のうちに支払期限が到来します。携帯端末売上は、販売時に全額支払う一括払いと、割賦払い期間にわたって月次で請求され、短期のうちに支払期限が到来する割賦払いがあります。

携帯端末の販売は、契約者が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点で履行義務を充足し、収益として認識しております。移動通信サービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で履行義務を充足し、収益として認識しております。

移動通信サービスにおける手数料収入のうち契約事務手数料などの初期一括収入については独立した履行義務とは認識することなく、移動通信サービスと併せて1つの履行義務として認識し、契約時は契約負債として繰り延べられ、見積り期間にわたって、収益として認識しています。

なお、契約負債は、貸借対照表上、「前受金」に含めて表示しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 勘定科目の表示方法の変更

未収入金（前事業年度 792百万円）の表示方法は、従来、貸借対照表上、区分掲記をしておりましたが、重要性が低下したため当事業年度より、その他-流動資産（当事業年度 48百万円）に含めて表示しております。

(2) 「会計上の見積りに関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次の通りです。

繰延税金資産	612百万円
--------	--------

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 及び減損損失累計額	146百万円
---------------------------------	--------

(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	68百万円
短期金銭債務	1,097百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	339百万円
仕入高	7,461百万円
その他の営業取引高	1,773百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	7百万円

(2) 特別損失の事業整理損は、新規の契約受付停止に伴い発生したものであり主な内訳は、次の通りです。

SIMカード評価損	182百万円
量販店店舗什器等撤去費	32百万円
固定資産等加速償却	31百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1, 108, 679株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はございません。

7. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	6, 861百万円
貸倒否認	285百万円
貸倒引当金	191百万円
前払費用	69百万円
未払金及び未払費用	47百万円
減価償却費	23百万円
その他	33百万円
繰延税金資産小計	7, 514百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△6, 304百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △562百万円

評価性引当額小計 △6, 867百万円

繰延税金資産合計 647百万円

(繰延税金負債)

未収還付事業税	△33百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	<u>△34百万円</u>
繰延税金資産純額	<u>612百万円</u>

(2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	212	1, 120	5, 529	6, 861
評価性引当金	—	—	—	—	—	△ 775	△ 5, 529	△ 6, 304
繰延税金資産	—	—	—	—	212	345	—	557

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクに関しては、顧客との契約時において社内基準に従った審査を行うとともに、随時、顧客毎の利用状況や回収状況の確認を行い、回収不能額の増加を回避しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用は、概ね1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は行っておりません。

リース債務は設備投資に必要な資金の調達を目的としたもので、債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されております。当社は、適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,858	2,858	-
(2) 売掛金	5,128	5,128	-
貸倒引当金 (*1)	△ 554	△ 554	-
	4,573	4,573	-
資産計	7,432	7,432	-
(3) 買掛金	2,641	2,641	-
(4) 未払金	730	730	-
(5) 未払費用	391	391	-
(6) リース債務	287	287	-
(7) 未払法人税等	4	4	-
(8) リース債務(長期)	805	804	△ 1
負債計	4,860	4,858	△ 1

(*1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

1. (1)現金及び預金、および(2)売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. (3)買掛金、(4)未払金、(5)未払費用、(6)リース債務および(7)未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3. (8)リース債務(長期)

リース債務の時価は元利金の合計額を同様の新規リース契約を行った場合に想定される利率を用いて現在価値により表示しております。

(3) リース債務の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
リース債務	287	—	—	—
リース債務(長期)	—	805	—	—

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	事業の内容	議決権等の 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ソフトバンク 株式会社	電気通信サー ビスの提供	(被所有) 直接 59.95%	資金の貸借 役員の兼任 通信回線サー ビスの購入	資金の貸付	5,428	短期 貸付金	—
					資金の回収	5,428		
					利息の受取	7	未収利息	2
					通信回線サー ビスの購入	6,816	買掛金	798

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にしてその都度交渉の上で決定しております。

(注2) 貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	事業の内容	議決権等の 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株 主	LINE株式会社	インターネット 関連事業	(所有) 直接 40.05%	役員の兼任 広告プラット フォームの利 用	広告プラット フォームの利 用	947	未払費用	93
							未払金	92

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にしてその都度交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	事業の内容	議決権等の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	LINE Pay株式会社	モバイル決済・代行事業	なし	ポイントの取引	ポイントの顧客付与	729	未払費用	76
					ポイントの顧客利用	303	未払金	32

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にしてその都度交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 契約に基づき一部の取引において金融資産と金融負債の相殺をしております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,338円01銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 2,253円58銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

第 5 期

計算書類に係る附属明細書

自 2020 年 4 月 1 日

至 2021 年 3 月 31 日

LINEモバイル株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形固定資産	建物附属設備	32	-	3	3	25	2
	工具、器具 及び備品	3	-	2	0	0	1
	機械設備	479	-	0	56	423	141
	計	516	-	6	60	449	146
無形固定資産	ソフトウェア	926	15	-	109	832	
	計	926	15	-	109	832	

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 無形固定資産のソフトウェアの増加は、主に通信設備向けのシステム開発によるものであります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	424	554	-	424	554
賞与引当金	31	33	31	-	33
その他の引当金	11	-	11	-	-
その他の引当金 (固定)	5	-	5	-	-

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 計上の理由および金額の算定方法は、個別注記表の引当金の計上基準に記載の通りであります。

3. 貸倒引当金の当期減少額「その他」は洗替によるものであります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
給料及び手当	323	
賞与引当金繰入額	33	
法定福利費	51	
福利厚生費	13	
業務委託費	1,463	
広告宣伝費	2,209	
販売手数料	924	
支払手数料	1,496	
旅費及び交通費	3	
減価償却費	2	
地代家賃	43	
租税公課	8	
保険料	19	
貸倒引当金繰入	129	
その他	53	
計	6,778	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年6月2日

LINEモバイル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 亮

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 井 基 信

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、LINEモバイル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会を中心とした意思決定機関の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月9日

LINE モバイル株式会社

監査役 町田 耕平

監査役 田中 健一

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.



Faint, illegible text at the bottom of the page, possibly bleed-through or a second page of text.